

3-1 免許がいるから安心して楽しめる

私たちが普通に楽しむ趣味にはスポーツやつりなどさまざまありますが、これらを楽しむには特に免許や許可は必要ありません。ところが、アマチュア無線を楽しむためには免許が必要なのです。まず最初に、その理由をお話ししてみることにしましょう。

アマチュア無線を楽しむには、人類の共有財産であり、しかも重要な通信が行われている電波を使います。そして、その電波は、ほかの大切な通信の電波といっしょになって世界中に飛んでいきます。そのため、もし誰でもが勝手にいろんな電波を出してしまったら、混信して使い物にならなくなってしまいます。

そこで、趣味のアマチュア無線といえども、アマチュア局を運用する人は、電波を使う上での約束が決められている電波法を守らなければなりません。そこで、その約束がきちんと書かれている「アマチュア局用 電波法令抄録」（日本アマチュア無線連盟編集，CQ出版社発行）を一冊買ってきましょう（写真3-1）。

これは総務大臣の認定を受け、年度版で発行されています。無線局に1冊は必ず備え付けなければならないものです。その場合に、認定の有効期間に注意しなければなりません。

それでは、「アマチュア局用 電波法令抄録」を開いてみましょう。ここでは一つ、電波法施行規則の第3条に示されているアマチュア無線の定義を紹介しておきます。

「アマチュア業務：金銭上の利益のためではなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。」

「アマチュア局用 電波法令抄録」は、膨大な電波法令の中からアマチュア無線に必要なものだけを抜き出したものです。これから先、アマチュア無線を楽しむときの指針となるものですから、ぜひ手元に用意してください。



写真3-1 アマチュア局用 電波法令抄録 2008年度版
有効期間は1年間。